

学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査結果 (令和5年度実績)のポイント

資料2-1

文部科学省では、学校保健安全法に基づき策定された第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日閣議決定）を踏まえた、各学校における安全教育や安全管理に関する取組について調査を行っている。

このたび、令和5年度実績について取りまとめて公表するもの。

I. 調査対象

全国の国公立の小学校(17,981校)、中学校(9,199校)、義務教育学校(230校)、高等学校(4,395校)、中等教育学校(51校)、特別支援学校(1,126校)、幼稚園(4,325校)及び幼稚園型認定こども園(864校)【計38,171校】

※令和6年11月末までに回答のあったものについて取りまとめたもの

※（ ）内が回答数

II. 結果の主な概要

注：（前回調査実績）【令和3年度実績の前回調査からの1%以上の増減】

(1) 学校安全計画について

学校安全の校内体制、学校安全計画の策定及び学校安全の取組が実効性のあるものにするための評価や振り返りなどが充実してきている。

- 学校安全を担う校内組織が整備されている学校 93.7% (86.9%) 【6.8%増加】
- 学校安全の中核となる教員等を位置付けている学校 98.0% (96.8%) 【1.2%増加】
うち、安全主任や主事として位置付けている学校 58.2% (34.5%) 【23.7%増加】
- 学校安全計画*1を策定している学校 98.8% (97.9%)

*1 学校保健安全法<抜粋>
(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

- 同計画の評価や振り返りを行っている学校 97.0%
- 学校安全を意識化する機会を設定している学校 90.8% (79.5%) 【11.3%増加】

(2) 学校施設及び設備の安全点検について

R6.3公表の「学校における安全点検要領」を参考としながら、教職員以外の関係者との連携を一層の充実させ、事故の未然防止につなげていく必要がある。

- 学校施設及び設備の安全点検を実施している学校 99.7% (99.8%)
- 安全点検の実施者 ※複数回答

	教職員	児童生徒等	保護者	地域住民	設置者（教育委員会等）	有識者や専門業者	その他
今回	99.0%	5.3%	2.8%	2.0%	9.6%	14.2%	1.1%
前回	98.2%	3.1%	2.3%		10.9%	20.4%	1.3%

- 窓際の足掛かりとなる設置物等により転落しない対策をしている学校 93.8%
- 固定されていない積み重ねられた棚への対策をしている学校 91.5%

(3) 通学路・通園路について

児童生徒等への安全指導や、保護者やボランティア等の見守り等による安全確保に関する取組が増加している。

- 通学路・通園路を設定している学校のうち、通学路・通園路の安全点検を実施している学校 98.9% (99.2%)
- 登下校中の安全確保を実施している学校 99.1% (98.3%)

実施状況 ※複数回答

	児童生徒等への安全指導	集団登下校	保護者や地域の人々、ボランティア等の同伴や見守り	スクールバスによる送迎	I C Tの導入による登下校管理	その他の方策
今回	92.6%	34.5%	65.4%	22.5%	7.6%	3.5%
前回	85.7%	28.3%	60.9%	25.5%	7.4%	6.7%

(4) 安全教育の実施状況について

学校安全3領域（生活安全・交通安全・災害安全）は概ね実施されているが、現代的課題への対応も含め、一層着実な実施が求められる。

- 安全教育の実施状況 ※複数回答

	生活安全 (防犯含む)	交通安全	災害安全	現代的課題への対応 (弾道ミサイル等)	インターネットの適切な利用・サイバーセキュリティ	性犯罪、性暴力防止	その他
今回	93.4%	96.2%	95.6%	21.5%	78.0%	45.3%	0.8%
前回	92.8%	95.7%	94.9%	15.8%	66.3%	35.8%	3.2%

(5) 校内研修・校外研修について

事故防止の内容が共有されるなど校内研修の機会が増加し充実が図られている。

- 校内のヒヤリハット事例を共有している学校 97.2% (94.2%) 【3.0%増加】
- 学校安全に関する校内研修を実施した学校 94.6% (94.0%)

(6) 危機管理マニュアルについて

地域の実情等を踏まえた実効性あるマニュアルの見直しに当たっては、校内の担当者だけでなく、多様な関係者が関わっていくことが求められる。

- 危機管理マニュアル*²を作成している学校 99.5% (99.1%)

*² 学校保健安全法<抜粋>
(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

- 危機管理マニュアルの見直しを行った学校 96.3% (92.7%) 【3.6%増加】
この見直しに、保護者11.3%、地域住民12.4%、関係機関19.0%、有識者3.1%、学校設置者29.4%が関わっている。 ※複数回答

(7) 地域や関係機関との連携について

地域住民や関係機関と連携した取組は増加しており、一層の充実が求められる。

- 関係者との協働による防災教育・避難訓練を実施している学校 88.9% (83.0%)
【5.9%増加】
- 関係者と協働して不審者の学校侵入を想定した防犯訓練等を実施している学校 82.5% (60.4%) 【22.1%増加】
- 地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用している学校 72.4% (59.2%) 【13.2%増加】

(8) 学校の安全管理の取組状況について

重大事故を想定した訓練、熱中症対策が増加した一方、場面に応じた実践的な避難訓練の実施が求められる。

- 休み時間の発災や管理職不在時などの場面に応じた実践的な避難訓練を実施している学校 95.4% (98.8%) 【3.4%減少】
- 子供の重大事故を想定した職員の訓練等を実施している学校 95.0% (54.3%)
【40.7%増加】
- 熱中症対策の実施状況 ※複数回答

	熱中症の 予防・対 応等ガイ ドライン の全職員 への周知	暑さ指数、 熱中症ア ラートを 参考にし た活動の 判断	学校行事 や授業内 容の実施 時期の検 討	夏季休業 日の延長、 臨時休業 日の設定 等	児童生徒 等への指 導の徹底	水筒を持 たせるな ど、こま めな水分 補給の推 奨	エアコン や扇風機 の設置	熱中症発 生時に備 えた教職 員向けの 研修・訓 練	その他
今回	90.2%	93.6%	85.3%	13.0%	94.8%		98.1%	47.8%	0.9%
前回	87.4%	85.7%	25.0%	2.6%	82.4%	96.8%	94.7%	37.0%	3.7%

Ⅲ. 主な分析

- 学校保健安全法で策定が義務付けられている学校安全計画及び危機管理マニュアルについて、一部未策定の学校があることから、引き続き100%の達成を目指す。
- 地域や関係機関等と連携した安全体制の構築について、コミュニティ・スクール等の仕組みの活用などにより、一層の取組の推進が必要である。
- 子供の重大事故を想定した訓練や熱中症対策の実施状況は向上している。引き続き、事故の未然防止・発生時の適切な対応に関する取組の充実が求められる。

Ⅳ. 今後の対応

- 調査結果から得られる知見を踏まえ、各学校等において実効性ある取組を進める際のポイント等を示し、各地域の実情を踏まえた着実な取組の実施を依頼する。
- 国が実施する研修等において、調査結果のポイントを踏まえた内容を取り扱う。
- 学校安全の担当者会議や学校安全ポータルサイト等を活用し、「学校事故対応に関する指針（改訂版）」や「学校における安全点検要領」等、学校安全の取組の推進に関する資料の更なる活用促進を図る。
- 「学校安全の推進に関する有識者会議」等において、本調査結果を踏まえつつ、学校安全の専門家の意見を伺い、今後の施策推進に繋げる。